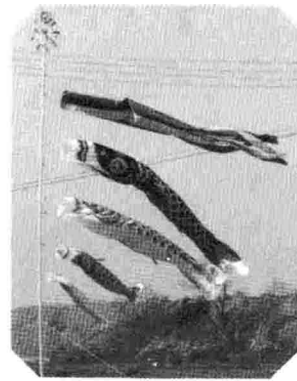


休日在宅当番医のお知らせ

月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
5/15	霜鳥医院 (☎62-0579)	石川医院 (☎66-2140)
22	小林医院 (☎62-0562)	寺師医院 (☎62-0137)
29	堀医院 (☎66-2133)	佐々木医院 (☎62-2357)
6/5	田崎医院 (☎62-1122)	金井医院 (☎62-0116)
12	富田医院 (☎66-2226)	寺師医院 (☎62-0137)
19	星野(見附)医院 (☎62-0998)	石川医院 (☎66-2140)
26	山喜医院 (☎62-0646)	佐々木医院 (☎62-2357)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。  
 ※時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場(☎66-2002)へ確かめてから受診してください。



人口の動き

4月末日現在・(前月比)・[前年比]

人口	12,092人 (-16) [+189]
男	5,916人 (-7) [+91]
女	6,176人 (-9) [+98]
世帯数	2,496戸 (+2) [+49]

▼ゴルフデンウィークが終わると町の景色が変わります。  
 冬の間、白かった世界が茶色に、そして今は一面緑に変わっています。  
 今年も豊作になるといいですね。

町を横断している県道見附・与板線も、行楽客の車で大変交通量が増えています。皆さん、くれぐれも交通事故にお気をつけください。  
 ▼ゴールデンウィークが終わると町の景色が変わります。  
 冬の間、白かった世界が茶色に、そして今は一面緑に変わっています。  
 今年も豊作になるといいですね。

行楽地はどこも大盛況のようで、私も寺泊のアメ横まで出掛けたのですが、大変な人出でおもわず買物を断念しようと思った程でした。  
 ▼今月四日は新しい休日となり、今まで飛び石連休だったのが完全な連休になりました。

編集後記



◎お詫び——四月号の三ページ中、歳出内訳の総額に誤りがありました。二十九億五千六百五十五万円を二十九億五千六百六十五万円に訂正してお詫びいたします。

- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

広報

昭和63年

5月 No.177

なかのしま

編集と発行/南蒲原郡中之島町役場企画課  
 (〒954-01 ☎0258-66-2270)



中条地区春祭り

おもな内容

- ・3月定例議会一般質問から……②～⑤
- ・町政功労者表彰……⑥
- ・カメラ散歩……⑥
- ・おもしろスポーツ  
 グラウンドゴルフ大会……⑦
- ・自転車に乗る人も  
 ルールを守りましょう……⑧
- ・中之島村史が刊行しました……⑩



末宝神楽

## 議会報告

### 三月定例町議会

三月定例会の本会議が、三月十日より開催され、町政に対する一般質問が三議員により行われましたので、その要旨をお知らせします。



本間末司議員

#### 下水道の整備について

▼昨年、公共下水道事業の基本計画の策定を、専門業者に委託され、最近業者から、基本計画についての資料が提出されたと聞いておりますが、今後いかなる手法で下水道事業に対処されるのかお伺いしたい。

〔樋山町長〕

下水道の整備は、快適で文化的な生

までの経過についてお聞きしたい。

〔樋山町長〕

街路二本木線につきましては、六十二年度事業として、現在、土地の所有者と交渉を進めさせていただいている状況でございます。また、農協倉庫並びに空家住宅等の損失補償についての話し合いを進めている段階でございます。予定どおり進めば、六十三年度に改良工事に着手したいと考えております。

活環境と優良な農業生産環境を保全していくうえで、極めて重要なことで、町政の重要な課題として取り組んでいくと考えております。

▼下水道整備は、その内容からして、長期にわたること、多額の費用を要することから、町議会とも十分協議する中で、町民の方々のご理解とご協力をいただいで、全町合意のもとで進めていかなければならないと考えております。今年度は、下水道事業のPRや住民意向調査などを実施して、準備を進めたいと思っております。

#### 工業団地の企業からの引き合い等について

▼中之島工業団地については、六十三年度事業として用地取得及び造成工事が行われる予定ですが、現在どのような状況にあるか。また、企業からの引き合い状況とその業種について、お聞きさせていただきたい。

〔樋山町長〕

農村地域工業導入促進法に基づく農工団地は、三月二十日ころ、正式に農振地域の整備計画の農用地区域から除外されることになっており、六十三年度には地権者のご理解をいただいで、



工業団地予定地

用地買収をし、秋には造成工事に入りたいと思っております。

現段階での企業からの引き合いは、町内の金属製品及び一般機械製造業などの既存企業数社が、ここに移動したいという意向を示されており、今後は企業誘致に力を入れ、早い時期に、工場の立地を固り、雇用の場を拡大したいと考えております。また、導入したい業種としては、金属製品、電気機械器具、一般機械器具、精密機械器具、食料品などの製造業及びこれに付随する業種、運送業、食料品等を考えております。

#### 県道見附・与板線の

#### 道路整備について

▼県道見附与板線の通行車両の激しさを見ると、いつ事故が起きるか心配であります。統合中学校の用地造成がはじまれば、一段と混雑が予想されますので、一日も早い改良整備が必要と思われま。県・町の対応についてお伺いしたい。

〔樋山町長〕

ご承知のように、ここには大型車が多く入りますし、中学校の建設が予定どおり進みますと、乗り入れる車も増えてくることから、県道整備については前々から、県に要望してきたところであり、現在、県では、どのように改良するか、緊急性を考慮しながら検討を進められていると聞いております。私も、昭和六十三年度の早期着工をめざして、強く要望して参りましたが、ある程度見通しが明るのではないかと考えております。

#### 街路二本木線の

#### 整備について

▼街路二本木線の整備について、現在



樋沢 実議員

#### 広域農道の構想と見通しについて

▼町では、広域農道の構想があると聞きますが、どこを基点にして、どこを通るのか、その距離・幅員について、また、農免道路と広域農道の違いと、町の振興あるいは開発構想などとの関連、位置づけについてお尋ねしたい。

〔樋山町長〕

広域農道の条件は、総延長が一〇キロメートル以上で、地域面積が一、〇〇〇ヘクタール以上であること、その沿線に基盤整備やカントリーエレベーターあるいはライスセンター等の農業用施設が配置されること、経済効果が上がることが条件になっております。したがって、道路一本を作るということではなく、広域的な営農団地の整備をやり、その中心をなす道路ということになります。現在、想定しておりますものは、街

路中之島線の粕島入口を基点として、中之島品之木線を通り、粕島部落から中之島川に並行して稲島、上沼を経て、大沼地域の沼橋から西に入って、県道西野万盛橋線に接続したいというのが一応の構想で、総延長一キロメートルを考慮しております。しかし、いろいろ条件がありますので、今後町、土地改良区、農協等と十分連携をとりながら、早期実現に向けて努力したいと思います。なお、事業費の負担は、国が六十五%、県が二十五%、地元負担が十%となります。

#### 中之島川の大沼橋

#### 上流工事について

▼中之島川改修工事も、低水路サイフォン工事を終り、次の段階である上流に向けて河床の掘下げ工事を進めることとなりますが、その見通しと、六十三年度予算額と六十三年度予算の要求額についてお伺いしたい。

〔樋山町長〕

大沼橋の上流の工事につきましては、小規模河川改修工事として、下流から末宝川合流点までの約四・六キロについて工事をし、三十トンの排水が可能になるよう十億円の事業計画で仕事が

進められております。新年度の計画では、大沼橋より上流にあります橋梁の改良についての調査設計が予定されております。六十三年度の県の子算額は二億三千九百二十五万円でございます。六十三年度予算につきましては、議会中でもありお許しをいただきたいと思っております。

#### 低水路サイフォン下流

#### の整備について

▼中之島川の改修に伴い、新しい低水路サイフォンが、今までよりも四メートル下げて布設されたため、泥がつまり、その機能低下が心配されます。これを機会に、低水路の終末河床を整理し、新しく排水能力のある樋管を布設して、泥を自然に刈谷田川に押し流す自然排水能力を活用できるよう、サイフォン下流の整備を、国・県に要望していただきたい。

〔樋山町長〕

ご指摘のように低水路サイフォンを下げたことにより、ここに泥がたまるのではないかと懸念がもたれますので、土地改良区といっしょに三条土木事務所へ交渉した結果、泥の問題は責任をもって処理するという約束を



農協倉庫の跡地





バイパス乗入れ道路(上り線)

ます。当面の問題として、農村地域工業導入促進法の制度を活用して、工業団地を造成すること、流通業務地域の指定をいかに生かし得るかという問題について、鋭意取り組んでいる段階であります。

### 国道八号線への 乗入れ道路について

〔樋山町長〕

国道八号線の新潟方面への下り線の乗入れができないことから、現状等を

学校統合の場合は、いつ統合するかということが、まず決まる訳です。そして、その時点で予想される生徒数などから、学校の規模が決まって参りま

〔樋山町長〕

新しい中学校の建設は、年次計画で進められると思いますが、六十七年の開校を待たずに校舎の建設を早め、一年でも早く生徒を入校させるお考えはないか。また、通学道路の整備をどのようにお考えか。

### 統合中学校の早期建設 と通学道路について

訴えながら、乗入れ道路の問題に取り組んでいるところがございます。最初に考えましたのは、インターチェンジの料金所から下りてくる途中段階での乗入れについて、道路公園と接合しましたが、高速道路内への乗入れは不可能だということでした。また、見附大橋のところでも八号線に入ることもについても、構造上非常にむずかしい問題がありますので、よい方策がないか検討しているところであります。

老朽化した中之島中学校の校舎を見ると、一日も早い統合中学校の完成を、町民一同が願うところであります。

処理施設につきましては、昭和六十四年度から建設に入る予定になっておりまして、最近の状況では、ごみ処理

〔樋山町長〕

三島郡清掃センター組合の処理施設の建設用地は、地権者の理解もあり、急速な進展がみられたと聞きますが、今後どのような施設を、どのような計画で実施されるのかお伺いしたい。

### 三島郡清掃センターの 処理施設について

二つの独立している学校を一つにまとめ、新しく中学校を作るといふことですから、それに伴う条件整備の問題がある訳でございます。ご指摘の通学問題等も、その中の一つであろうかと思いますが、建設計画と並行して万全を期したいと考えております。

〔古塩教育長〕

す。それをベースにして諸計画が進められることになっておりまして、六十七年四月の開校を動かすことは難しいと思えます。しかし、校舎を作つて生徒をどう受け入れるかということは、統合とは別の問題であります。その点を踏まえながら、早期実現に向つて努力をしたいと考えております。

### 中之島・大沼線の 道路改良について

一級町道中之島大沼線は、総延長九、一五三メートルありますが、今年度事業として一九〇メートルの改良工事が行われましたが、このままでは完成まで四十数年かかるのではないかと心配されます。早期完成について、どのようにお考えか。

〔樋山町長〕

中之島大沼線は、ご指摘のとおり大事な路線でありますので、早期に改良を終りたいと考えております。総延長は約九、二〇〇メートルで、現在改良が終了したのは二、七五〇メートルでございます。進捗率は二十八パーセントになります。これまでは公共事業により工事を進めて参りましたが、昭和六十三年度からは、工事が早めに進むものと考えられます。臨交事業に切り替えて、事業の促進を図る予定になっております。



低水路

得ております。なお、低水路の下流部は、建設省サイドとの仕事のかみ合いが出て参りますので、信濃川下流工事事務所や県に対して、その懸念が除去されるよう努力して参ります。

また、直接刈谷田川に放流することについても、今後土地改良区と十分連携をとりながら、進めていきたいと思っております。

### 大沼サイフォン 下流工事について

大沼サイフオンの下流工事については、六十一年十二月議会の私の一般質

間に町長は、信濃川下流工事事務所の担当で、工法を検討され、その案が固まりつつあるようですが、今のところはっきりしたものが示されておりませんという答弁でしたが、五十九年の広報に掲載された村政懇談会の特集号のときの答弁に比べ、工事が大きく後退したように感じられますが、工事の見通しについてお聞きしたい。

〔樋山町長〕

中之島川の下流を、直接信濃川にシヨートカットの形で落とすことについて、信濃川下流工事事務所では模型を作られ、いろいろの問題を想定しながら実験をされてきたと聞いております。それが今年度ようやく結果が出たということ、今後、中之島川と刈谷田川の下流改修とのかみ合いについて、また、蒲原大堰との関連についての合意がなされたうえで、建設省の本庁に上げ、この実施計画が出来上がるようにしたいと回答しております。多少の時間がかかると思いますが、本工事の早期実現について、陳情活動を行っているところであります。



星野重助議員

### 信濃川テクノポリスの 今後の対応について

一月二十七日に、県庁で開かれた信濃川テクノポリス建設推進協議会で、信濃川テクノポリス開発計画案が示され、了承されたという新聞報道がありました。その翌日の新聞には、信濃川沿いでありながら、当町だけがポツンと空白域となり、指定漏れに肩を落とされていると報道され、町民に大きな不安と動揺を与えました。今後の対応についてお伺いしたい。

〔樋山町長〕

五十九年当時、信濃川テクノポリスの地域指定を受ける条件として、工業の集積度が著しく高い地域であること、自然的・経済的・社会的条件からみて一体として高度技術に立脚した工業開発を図ることが認められる地域であること、その地域に高度技術の開発を行いこれを製品の開発もしくは生産に利用

する企業に成長する可能性のある企業が相当数あること、工業用地・工業用水の確保が容易であること、隣接に十五万人以上の都市が存在し、高度技術にかかる教育・研究を行う大学があることなど七つの条件があった訳ですが、当時中之島村は、全村優良農業地域であること、また、工業の集積度が著しく低く、その要件を満たしていないという理由から除外された聞いております。更に、その中に入ることによつて、約五十町歩の工業用地の造成が必要であるというようなことを考えられて、テクノポリス加入を断念したという経過がある訳でございます。

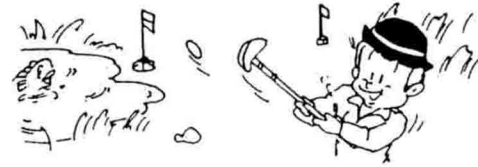
県では、五十九年度の段階を受けまして、六十年には基本構想を固め、開発計画案についての策定作業が進められてきた訳ですが、それが一月の推進協議会で了承され、新聞報道されたものであります。なお、先般県の企画調整部長と話し合った訳ですが、すでに二年前に決まっていたことであること、また、圏域の対象面積の一三ヘクタールをすでに超えていることから、ここで中之島を入れることはできないということでした。

したがって、テクノポリスを外れたことを、どうして補っていくかという意味で努力をしている訳でございます。施設の建設を先にしてほしいという話が出ております。もし、そうなりまして六十四年にごみ処理施設の建設に入り、その後、し尿処理施設に入ることになります。昭和六十六年度にはすべて完了する予定になっております。

特徴

1 場所を選びません

運動場、河川敷、公園、庭……障害物や起伏があっても楽しめます。その場所に合わせてスタートからの距離とホール数を決めてください。



2 準備はカンタン

ホールポストをたてればOK。



3 ルールはカンタン

スタートからホールポストにできるだけ少ない打数で入れていきます。合計打数の少ない方が勝ち。

鈴木	3	7
田中	5	7
中村	6	9
山田	4	6



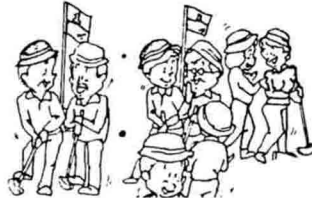
4 時間制限ナシ、高度な技術も必要ありません

ホールポストをにらんでの緊張感！一気にカッ飛ばす爽快さ。打ったボールめざしてタツプリ歩いてください。どなたでも、上手下手がなく、のびのびプレーが好評です。そのうえ協調性と集中力、調整力が養えます。短時間のレクリエーションにも最適です。



5 人数制限ナシ

各ホール毎にスタートできます。何十人のプレーもOK。チームプレーだけでなく、個人での競技も楽しめます。



6 審判員はあなた自身

競技中の判定は同判競技者が公平に行うのが原則です。

おもしろスポーツ  
グラウンドゴルフ大会!!

どなたでも参加できる軽スポーツです。是非参加ください!

～グラウンドゴルフとは～

ゴルフをアレンジした新しい軽スポーツで生涯スポーツ活動推進事業の一つとして開発された『だれでも気軽楽しめるスポーツ』です。

このスポーツは、専用のスティック、ボール、ホールポストを使用してゴルフのようにボールをスティックで打ち、何回打ってホールインするかを競うもので、高齢者をはじめ、職場やファミリースポーツとしてみんなで楽しむことができます。

- 1、主催 中之島町体育協会、中之島町公民館
- 2、日時 5月22日(日)午前9時(雨天時中止)
- 3、会場 サブグラウンド(中之島町野球場となり)
- 4、参加資格 小学生以上どなたでも
- 5、種目及び表彰 団体戦…(1チーム3名編成) 個人戦…ジュニアの部(小・中学生)、一般の部 各上位3位まで表彰
- 6、申込受付 大会当日午前8時30分より午前9時まで会場受付
- 7、その他 ○当日、大会開始前に講習会を開催します。○各自、筆記用具(ボールペン・エンピツ)を持参ください。○その他不明な点は中之島町公民館までお問い合わせください。

中之島町公民館 ☎0258(66)3242

中之島、今町  
大凧合戦

6月4日(土)・5日(日)・6日(月)

～家族そろって観戦ください～



カメラ散歩



囑託員会議

「町政と皆さんのパイプ役」の囑託員会議が、4月18日中之島町公民館で開催されました。

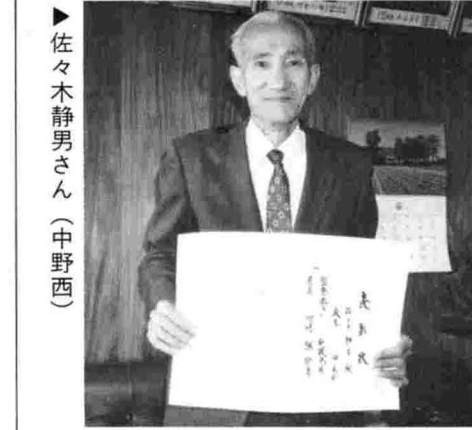
当日は委囑状が手渡され、今後1年間の協力要請などの説明がありました。



追弔法会

▲子供の日の五月五日、戦没者追弔法会が中野中の満福寺で開催されました。午後からは「稚児行列」が善正寺から満福寺の間、沿道の人々の見守る中古式ゆかしく取り行われました。沿道の視線を気にしてか、すました顔が印象的でした。  
◀明るい町づくり推進運動の一環である「花いっぱい運動」で昨春秋に植えられたチューリップが咲き、通行する人達の目を楽しませています。こんな風景が、町のあちこちで見えたら素敵ですね。

花いっぱい運動



佐々木静男さん(中野西)



小野勇雄さん(中野東)

町政功労者表彰

このたび中之島町のほう賞規則により、佐々木静男さん(中野西)、小野勇雄さん(中野東)の両氏が町長から表彰を受けられました。これは、町民の模範となるような功績をつんだ人や、町の行政に積極的に参加した人を表彰するものであり、佐々木さんにおかれては町の監査委員を、小野さんにおかれては町の事務囑託員を、それぞれ十二年間の長きにわたり務められたことに対するものです。十二年間のご苦勞を感謝するとともに、これからも町の発展のため一層のご協力をお願いします。



街路中之島線(大字中之島地内)



# 自転車に乗る人も ルールを守りましょう



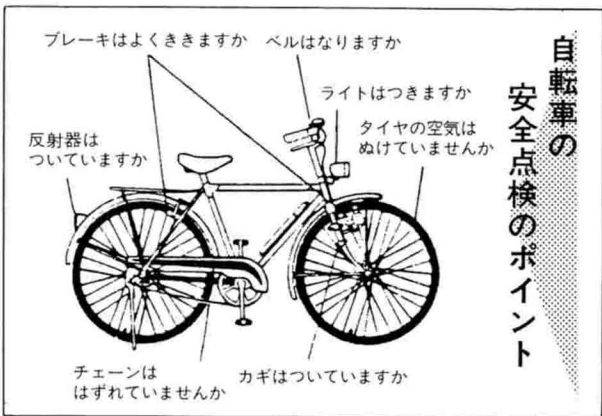
自転車は私たちにとって手軽で、健康的で、便利な乗物ですが、利用者が増えるにつれ自転車乗りの事故も増えています。

自転車乗りの事故原因をみると、基本的なルール無視により事故にあっていくというケースも多く発生しています。自転車乗用中の事故は、

- ・一時停止をしない。

## 自転車に乗るときに 守ってほしいこと

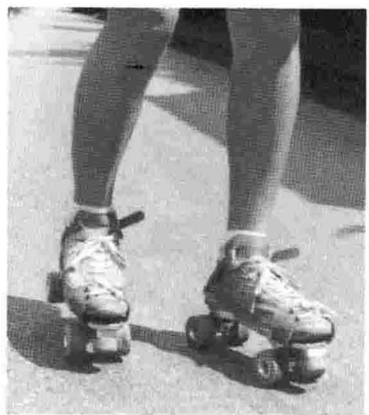
- ◎ 自分に合った自転車に乗りましょう。
- ◎ 自転車事故は交差点での右折時、右横断時に多発しています。信号機のない交差点や一時停止場所では、必ず一時停止して安全を確かめましょう。また、信号機のある交差点では必ず信号を守りましょう。
- ◎ 自転車に乗るときは、見とおしのきく道路の左端で、後方と前方の安全を確かめてから発進しましょう。
- ◎ 他の自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競争したり、傘さし運転をしてはいけません。
- ◎ ライトのつかない自転車や反射器等が破損している自転車を夜間運転すると、追突事故等の原因となり危険ですので整備された自転車に乗りましょう。



無灯火は  
乗る人 見る人  
まっくらけ

まっくらけ。ライトは整備されているのに、暗くなってもつけなくて乗っている人が見られます。大変危険です。ライトをつけることは、視界をよくするだけでなく、相手に自分の存在を知らせるにもなります。必ずライトをつけましょう。

## 道路で遊んでは いけません



道路で、ローラースケートやスケートボードで遊んでいることも達がいま。交通事故が起きてからではとり返しがつきません。道路では遊ばないように、まわりの人も注意してください。

《町内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	4月中	累計	4月中	累計	4月中	累計
63	8	18	0	2	9	22
62	1	7	0	0	1	9
比較増減	+7	+11	±0	+2	+8	+13

死亡事故0 連続44日(5%現在)

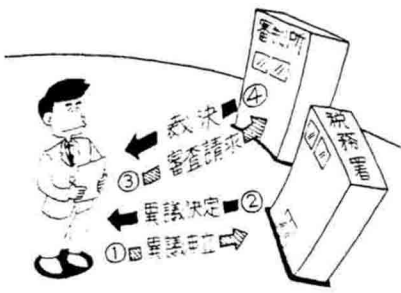
# 税金コーナー 税に不服のあるものは

税務署長が行う更正や決定、財産の差押えなどの処分を受けたことにより、納税者の権利や利益が不当に損なわれることのないように、不服申立制度が設けられています。

これには、税務署長に対する異議申立てと、国税不服審判所長に対する審査請求とがあります。

税務署長が行った処分に不服があるときは、その処分の通知を受けた日の翌日から二か月以内に、税務署長に対して「異議申立て」をすることができます。

異議申立てがあると、税務署では担当者を代えて再度調査を行い、その結果を納税者に通知します。これを



「異議決定」といいます。この決定になお不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から一か月以内に国税不服審判所長に対して「審査請求」をすることができます。

なお、青色申告者が更正を受けた場合で、その更正に不服があるときは、異議申立てを経ないで、直接、国税不服審判所長に対して審査請求をすることもできます。この場合は、更正の通知を受けた日の翌日から二か月以内に行うことになっています。

国税不服審判所は、国税局や税務署から独立した機関であり、納税者の正当な権利や利益を救済するために設けられています。

国税不服審判所の所在地は次のとおりです。

- 関東信越国税不服審判所  
千代田区九段南一―一―一五
- 三―二―二―一―七八五―一
- 長野支所  
長野市西後町六〇八―二
- 二六二―一三二―一六四八九
- 新潟支所  
新潟市営所通二番町六九二―一五
- 二五―一三二―一〇九九―一

# 年金コーナー 年金受給権者が死亡したときは 速やかに届けましょう

老齢基礎年金や障害基礎年金など、年金を受けている人が死亡した場合は、戸籍係への死亡届と同時に、国民年金係へも必ず「国民年金受給権者死亡届」を提出してください。

死亡届が遅れたり、提出を忘れていたりすると、死亡した月以降も年金が支払われます。このような場合は、年金を返納しなければならず手続きがわずらわしくなりますので、死亡したときは速やかに届け出をしてください。なお、年金は死亡した月分まで支払



われま。未払分がある場合は、遺族の人が未支給年金として受給することができますので、請求をしてください。

# 広げよう 三分間のまごころを

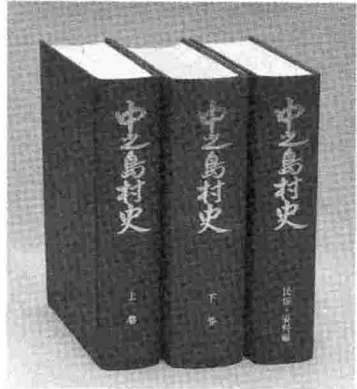


「電話お願い手帳」は、耳やことばの不自由な方が、外出先等で急に電話連絡をする必要に迫られた時、用件や連絡先等を書いて、近くの人に「私に代わって電話をしてください」とお願いするものです。

この手帳を示されたときには、みなさまの暖かいご協力をお願いいたします。

自動車税の納期限は5月31日です。納税は忘れずに!!

# 「中之島村史」 刊行しました



ふるさとを離れた方々にも郷土の匂いをお届けできれば幸いと存じます。

多くの皆様に親しまれ愛蔵されるよう念願し、ご案内いたします。

中之島町長 樋山 衆男

～ごあんない～

◎領布価格

三巻セットで一万二千円です。

(送料別・分冊領布はいたしません)

◎申し込み方法及び配本

町内の方は公民館窓口で即お渡しします。

町外の方は電話で申し込みいただければ郵送致します。(送料着払い)

◎代金支払方法

町内の方は配本と同時に納入通知書を差し上げますので、町の指定金融機関へ払い込んでください。

町外の方は郵便振替か又は町の指定金融機関へ払い込んでください。

◎申し込み先

中之島町教育委員会

☎(〇二五八) 六六一三二四二

春の気配を感じてみよう、川辺に行ったら、ゴミの山。春の気配どころか、がっかりして帰ってきた……。こんな経験はありませんか。

川は、水遊びや釣りなど私達のう

るおいの場であるほかに、飲料水をは

じめとする生活用水、工場で使う工業

用水、発電用水それに田畑のかんがい

用水などひろく利用されています。

## 川をきれいにしてしまじょう



私たちの生活にとってあまりにも身近な川。その重要性については今さらいうまでもありませんが、美化運動を支えるのは私たち一人一人の努力です。私たちの生活に欠くことのできない貴重な資源であり、地域住民の憩いの場となる河川を、いつまでもきれいに、そして安全に利用したいものです。

## 人権擁護委員制度をご存じですか

六月一日は、人権擁護委員法が施行された日です。

昭和二十三年にまず政令に基づいて

人権擁護委員制度が設けられ、翌二十

四年六月一日に人権擁護委員法が施行

されました。国民の基本的人権を擁護

し見守る、いわば民間人による人権の

番人の機関が誕生したのです。これが

人権擁護委員制度の始まりです。

全国の人権擁護委員は、六月一日を

「人権擁護委員の日」と定め、この日

を中心として皆さんとともに一層の人

権思想の啓発に努めることを申し合

せております。

わたしたちの町には、次の人権擁護

委員がおります。

◎吉藤 晃威

大口一三二五番地

◎星野 禎之助

中之島一〇三番地

◎二五八―六六一二七五五

※相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

## 卸売業・小売業を営んでいる皆様へ

### 昭和六十三年 商業統計調査

六月一日現在で実施

通商産業省では、昭和六十三年六月一日現在で商業統計調査を実施します。

この調査は、全国の卸売業・小売業を営んでいるすべての商店を対象とする調査で、わが国の商店の販売活動の実態や、分布状況および商品の全国的な流通状況などを明らかにすることを目的とした、いわば「商業の国勢調査」ともいえる重要な調査です。

調査の対象となる商店には、都道府県知事から任命された商業統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、当町における調査員および担当地区は次のとおりです。(敬称略)

- ◆皆川 久雄(小沼新田)……信条・西所・三沼地区と猫興野・野口・真弓

昭和六十年商業統計調査結果から

(中之島町分)

●商店数……………百五十四店

●従業者数……………六百十九名

●年間商品販売額……………百七十二億三千八百万円

## 献血車ゆうあい号来町

・とき/五月二十六日(木)

・受付時間/午前十時～正午  
午後一時～三時

## スポーツ教室 参加者募集中

- ◆期 間/5月～7月(10回コース)
- ◆種目及び会場
- バレーボール……中之島中央小
- バドミントン……中之島中央小・信条小
- 卓 球……………中之島中
- ◆対象者/一般町民(高校生以下学生は除く)
- ◆参加費/500円
- ◆受付締め切り/5月20日(金)

申し込み先及びお問い合わせは、中之島町教育委員会(0258-66-3242)へ。



## 伝統を明日への力に 赤十字

### 赤十字運動月間 5月1日→31日

日本赤十字社

五月は赤十字運動月間です。今年の赤十字国際標語は

「伝統を明日への力に赤十字」

赤十字が全国各地で行っている災害救護、巡回診療、献血などの各種事業は、毎年みなさまから拠出していただく事業資金によって支えられています。これらの事業活動をご理解いただき、より多くの方々がご参加くださることをお待ちしております。

なお、当町(日本赤十字社中之島町分区)では、この運動月間にあたり、嘱託員を通じて赤十字社員の「全戸加入」(五百円の社費納入で社員になれます)を基本に運動を進めていますので、ご理解・ご協力をお願いします。